単　位　事　務　名	
# 歳入金の指定金融機関への払込み	
根拠及び参考法令	地方自治法施行令　【第１６８条５】 鹿児島県会計規則　【第４６条】 鹿児島県会計規則施行指針　【第２４】
項　目	処　理　方　法
歳入金の指定金融機関への払込み	１　会計管理者及び出納員等は，現金を直接収納したときは，現金収納（払込）票により即日又は翌日までに指定金融機関に払い込まなければならない。ただし，指定金融機関の所在等の関係により即日又は翌日までに払い込むことが困難な出納員等で，あらかじめ会計管理者の承認を受けたものにあっては原則として１０日ごとに取りまとめて払い込むことができる。　【会計規則第４６条】 ２　前項の現金収納（払込）票は，節別に作成すること。 ３　既調定に係る収入金を出納整理期間中に直接収納し，出納閉鎖後指定金融機関に払込むときは，前年度の歳入として処理すること。　【施行指針第２４】
金融機関の休業日における取扱い	現金を直接収納した日が指定金融機関の休業日に当たるときは，その日後において最も近い休業日でない日までとする。　【会計規則　第４６条】